

福山市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第12項の規定により福山市長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2019年（令和元年）5月29日

福山市監査委員	近藤	洋児
福山市監査委員	山下	清
福山市監査委員	中安	加代子
福山市監査委員	西本	章

2018年度（平成30年度）監査における指摘事項の措置通知

建設局 都市部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>都市整備課</p> <p>東部土地区画整理事業保留地ほか土地の貸付け等について</p> <p>当該事務は、土地区画整理事業の換地処分により本市が取得した保留地、雑種地を貸し付けるとともに、道路用地、多目的広場用地について使用許可を行うものである。</p> <p>保留地の貸付けに当たっては、「福山市保留地財産貸付要領」に基づき実施するとともに、その他の貸付け及び使用許可に当たっては、福山市財産管理規則等に基づき実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>② 貸付料の調定に当たっては、会計区分を確認するなど、適正に処理されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>② 東部及び新涯西部土地区画整理事業地内保留地の貸付料の会計区分及び費目については、都市開発事業特別会計の歳入「(款)諸収入(項)雑入(目)雑入」で調定・収入をしていたが、2019年(平成31年)3月27日付けで当該会計の歳入「(款)財産収入(項)財産運用収入(目)財産貸付収入」へ収入金更正を行った。</p> <p>また、幕山台五丁目384の土地の貸付料については、都市開発事業特別会計の歳入「(款)諸収入(項)雑入(目)雑入」で調定・収入をしていたが、2019年(平成31年)3月27日付けで一般会計の歳入「(款)財産収入(項)財産運用収入(目)財産貸付収入」へ収入金更正を行った。</p>